

賛助会員規約

(目的)

第1条 本規約は、前払い式証票（商品券）発行事業及びみなトク PAY 事業に伴う賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、前払い式証票（商品券）発行事業及びみなトク PAY 事業を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 「賛助会員」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 港区商店街連合会又は港区商店街振興組合連合会（以下、総称して「当会」という。）に所属する商店会のエリア外にあり、当該商店会への加入要件を満たさない店舗であるが、本規約に定める入会要件を満たすことにより賛助会員として当会に加盟する店舗会員をいう。

(2) 賛助会員は売場面積により大型店舗とそれ以外の店舗に分けられる。

大型店舗：売場面積500㎡以上

それ以外の店舗：売場面積500㎡未満

(議決権)

第3条 賛助会員は、当会における議決権を持たない。

(入会)

第4条 賛助会員は当会が指定する申込書及び添付資料を提出する方法で入会を申し込み、正副会長会の承認を得なくてはならない。また、賛助会員は第5条に規定する会費を納入する必要がある。

2 賛助会員は、加盟契約締結時に保証金を当会に支払うものとする。なお保証金の額は別途定める。

3 賛助会員に、加盟契約に基づく賛助会員の債務の不履行があるときは、当会は、任意に保証金の一部又は全部を債務の弁済に充当できるものとする。この場合、賛助会員は、当会より保証金の不足分の補填について通知を受けた場合、7日以内に保証金の不足分を当会に支払わなければならない。

4 保証金は、賛助会員が適切に契約義務を履行し、かつ退会手続きが完了した場合に、全額返却する。ただし、未払い金や損害賠償責任が発生している場合には、保証金をその支払いに充当し、その残額を返却する。

5 保証金に関する返金手続きは、退会手続き完了後30日以内に行うものとし、以降は返却されない。ただし、当会の責めに帰すべき事由により手続きが遅延した場合にはこの限りでない。

(会費及び納入)

第5条 賛助会員は大型店舗とそれ以外の店舗とで、それぞれ以下の基準において連合会に賛助会費及び消費税を支払う。なお、港区商店会エリア内に属する店舗は当該商店会に加盟することを基本とし、商店会に加盟した場合は、賛助会費等は発生しない。ただし、すでに納入された賛助会費等は返還しない。

(1) 大型店舗について

ア 店舗面積当り年会費を支払うことにより賛助会員とする。

イ 支払は年1回、当会指定の口座に振込とする。

ウ 会費の金額及び支払期日は別途定める。

(2) それ以外の店舗について

ア 年会費を支払うことにより賛助会員とする。

イ 支払は年1回、当会指定の口座に振込とする。

ウ 会費の金額及び支払期日は別途定める。

2 賛助会費は支払期日を基準日とする全額払いとし、入会日による日割りは行わない。

3 納入された賛助会費は、中途退会等の場合であっても返還しない。

(退会)

第6条 賛助会員は、当会会長に対して退会届を提出したときは、当会を中途退会することができる。ただし、すでに納入された会費は、既に当会の事業運営費として計画的に支出されているため返納しない。

2 当会で賛助会員の営業を確認できない場合や、賛助会員が申込で申告した情報に虚偽があると判断した場合など、当会に加盟させることが不適切であると判断する事由があるときは、当会の判断で当該賛助会員を当会から退会させることができる。当会は、賛助会員を退会させる場合、その理由を明示した書面または電子メール等により速やかに通知する。

3 当会に所属する新たな商店会が発足し、賛助会員の店舗が同商店会のエリア内に所在する場合には、賛助会員は自動的に賛助会員の資格を喪失する。同会員は、同商店会に加盟することを希望する場合には、別途定める方法により同商店会への加盟申込みを行う。

(反社会的勢力の排除)

第7条 賛助会員は、自身および自身の役員や従業員が反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明保証する。違反が判明した場合は、当会は即時に退会処分を行うことができる。この場合、会費や保証金の返還は行わない。

(規約変更の通知)

第8条 当会は、本規約を変更する場合、変更の効力発生日の少なくとも1ヶ月前までに賛助会員に通知します。

付 則

本規約の改定並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、理事会の議を経て解決する。

2 本規約は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

本規約は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

本規約は、令和7年7月1日から施行する。